

H30.4.1 運用開始

違反対象物の 公表制度

重大な消防法令違反の建物をホームページに公表します！

◆ 公表の対象 特定防火対象物

飲食店、物品販売店、旅館、病院など不特定多数の人が出入りする建物

◆ 公表の対象となる違反

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備

消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず、①～③が設置されていないもの

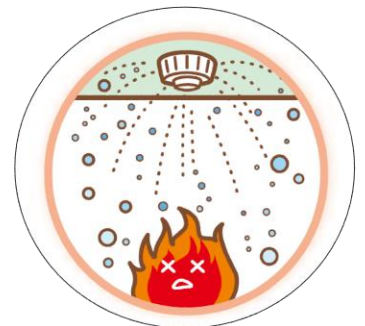
◆ 公表の方法

弘前地区消防事務組合ホームページへの掲載

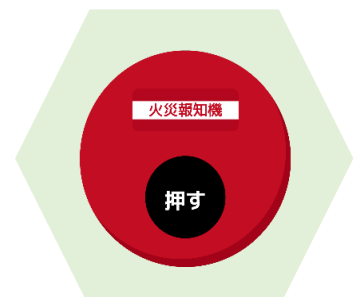
- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容等



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

違反対象物の公表制度とは、建物利用者の安全のために実施する制度です。



立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合に公表し、違反が是正されるまでホームページに掲載します。

公表までの流れ



立入検査の実施



立入検査等実施結果
通知書の交付



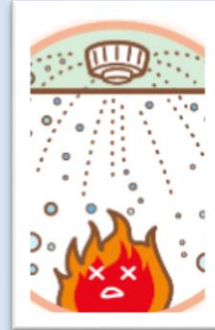
関係者に対する公表の
事前通知



消防HP



未設置違反



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



屋内消火栓設備

建物関係者のみなさまへ

次のような場合は、火災予防条例により防火対象物の使用開始（変更）届出書を消防本部へ届け出ることが義務付けられていますので、事前に消防本部予防課、又は最寄りの消防署へご相談ください。

- 住宅以外の建物の新築、又は増改築をする場合
- 建物に飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入る場合、又は変更する場合
- 建物の一部変更や荷物などで開口部をふさいだり、窓にフィルムを貼付する場合

◇根拠規定

- ・弘前地区消防事務組合火災予防条例第54条の6
- ・弘前地区消防事務組合火災予防規則第20条の4
- ・弘前地区消防事務組合火災予防規則第20条の5

●お問い合わせ先●

弘前地区消防事務組合 消防本部予防課
TEL 0172-32-5104

弘前市大字本町2-1
<http://www.hirosakifd.jp/>